

Q1 今期は医院の利益が計画を上回る見込みなので、短期の前払費用の特例をつかって当期の損金算入額を増やしたいと考えていますが、税務上の取扱いならびに利用上の留意点を教えてください。

A ポイント

- (1) 前払費用は、当期の損益計算から除外して貸借対照表の資産の部に計上するのが原則ですが、短期の前払費用のうち一定のものについては、支払った事業年度の損金に算入することができる特例があり、節税対策の1つとして利用されています。
- (2) この特例は継続的な支払を前提条件としており、利益が出た期だけまとめて1年分支払うというような利益操作のための支出等は対象とならないので留意が必要です。

1. 支出した事業年度の損金に算入できる短期前払費用

- ① 前払費用とは、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するもののことをいいますが、発生主義の原則により当期の損益計算から除外するとともに、貸借対照表の資産の部に計上しなければならないのが原則です。
- ② ただし、短期の前払費用（前払費用のうちその支払った日から1年以内に提供を受ける役務にかかわるもの）については、次の要件を満たすと、その支出した事業年度の損金に算入できることになっています。

- 1. 一定の契約に基づき継続的に等質等量の役務の提供を受けるための支出であること
- 2. 支払った日から1年以内に提供を受ける役務であること
- 3. 每期継続して支出時の損金として処理すること
- 4. その費用が収益の計上と対応させる必要がないものであること

- ③ この規定を適用して、家賃、地代、リース料、借入金利子、手形割引料、損害保険料、生命保険料、信用保証料、工業所有権の使用料、諸会費、各種の賃貸料などの諸費用を早めに支払っておくという決算対策が考えられます。

事例 毎月30万円の家賃を支払っている3月決算の医療法人が、3月に契約を年払いに変更して1年分360万円を支払った場合

⇒ 2月までに支払った月払い家賃330万円と合わせた690万円が今期の家賃として計上でき、短期前払費用の特例の適用を受けなかった場合の年間家賃360万円に比べて330万円の課税の繰延べができるわけです。変更後は年払いを継続しなければなりません。この特例の節税効果は変更した年度1回限りであることに留意が必要です。

ところで、短期の前払費用を損金に算入するためには、現実に支払う必要がありますが、支払

は現金のほか、手形による支払でもかまいません。

2. 短期前払費用の特例適用上の留意点

(1) 支払日から1年以内に役務提供を受けるものであること

前払費用のうち支出時に損金算入できるのは、「支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るもの」とされ、企業会計上の短期の前払費用を対象としています。

ただし、3月31日に4月1日から翌年3月31日までの地代家賃を支払った場合、厳密にいうと1年を超えてしまいますが、地代家賃については翌月分を当月中に支払う習慣があること、また、1年を超える期間は非常にわずかで短期前払費用の特例を適用しても税務上特に弊害が生じないことから、支払った日に全額損金算入できるものと考えられます。

(2) 継続して短期前払費用として支出した事業年度の損金とすること

短期前払費用として認められるためには、「その支払った金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金に算入」する必要があります（例えば月払いを年払いにする場合、一度その処理を行ったら、翌期以降も継続しなければならず、契約書自体を月払契約から年払契約に変更することも要件となります）。したがって、利益が出た期だけという処理は認められません。

(3) 重要性の原則の範囲内で認められる

短期の前払費用の特例が認められるのは、企業会計上の重要性の原則を税務上も認めているからで、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで簡便な方法である支出時に損金算入を認めようというわけです。重要かどうかは、その前払費用の金額、財務内容に占める前払費用の割合や影響などを総合的に勘案して判断されます。

(4) 前払金には適用されない

前払費用は、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用で、サービスの等質性・等量性が要求され、その典型的なものが地代家賃、リース料、支払保険料、支払利息です。一方、新聞や雑誌の広告掲載料、テレビコマーシャルの放映料などを前払いしたものは、一定の時期に特定の役務の提供を受けるため予め支払ったもので、前払費用ではなく前払金です。また、弁護士や税理士の前払顧問料については、その役務提供が等質、等量ではないので、前払費用ではなく前払金です。

(5) 短期前払費用になるケース、ならないケース

- | |
|---|
| ① 3月決算の法人が3月28日に賃貸借契約により駐車場代金を4月から翌年3月までの1年分を支払った → 全額、支払時に損金算入できません（厳密には1年を数日超えますが許容範囲と考えられます。これが例えば、支払日が2月28日の場合は、支払日から1年を超えていることにより全額前払費用となって支払時には損金算入できません） |
| ② 3月決算の法人が3月25日に3月から翌々年の2月までの2年分の地代を支払った → 本年3月分しか損金算入できない（短期前払費用に該当しないので原則的な処理） |
| ③ 3月決算の法人が3月25日に雑誌購読料を4月から翌年3月分までの1年分を支払った → 全額が当期の損金になりません（一定の契約で継続的に物品を購入するものは前払金） |
| ④ 3月決算の法人が3月31日に4月から翌年3月までの雑誌の年間広告掲載料を支払った → 全額が当期の費用になりません（時の経過に応じて費用化されるものでなく、前払金） |

Q2 サラリーマンで所得税の確定申告をしなければならない人はどのような人ですか。
また、土地の譲渡所得や満期生命保険金の受け取りがあった場合の、所得税の確定申告書の作成と計算の流れについて教えてください。

A ポイント

- (1) サラリーマンで確定申告をしなければならない主な人は、給与収入が2,000万円を超える人や土地建物等の譲渡所得、地代家賃等の不動産所得、一時所得、雑所得等の合計額が20万円を超える人などです。
- (2) 土地の譲渡所得がある人は、譲渡所得の内訳書【土地・建物用】、申告書B第一表、第二表及び分離課税用第三表の用紙を用いて確定申告書を作成します。

1. サラリーマンで確定申告をしなければならない人

給与所得者の大部分は、年末調整によって所得税が精算されますので確定申告をする必要はありませんが、各種の所得の合計額から所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額、定率減税額を差し引いて残額のある人で、次のいずれかに当てはまる人は所得税の確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える
ただし、給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の人は申告不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた

2. 土地の譲渡や生命保険の受け取りがあったサラリーマンの確定申告計算例

平成19年分の給与所得が下記源泉徴収票の状況のサラリーマンが、ほかに(1)～(3)の所得がある場合、かかる所得税額を計算過程もあわせてみてみましょう。

- (1) 母親から相続で取得した土地を800万円で売却した。この土地には母親が亡くなるまで居住していた建物があったが、更地として売却するため建物を解体撤去しました。この土地は母より先に亡くなった父親が200万円で購入したものです。
譲渡費用として仲介手数料等33万円、建物解体撤去費用67万円を要しています。
- (2) 生命保険の満期保険金240万円を受け取った（自分が支払った保険料は160万円）。
- (3) 勤務する会社の未上場株式会社に対する配当金が5万円（源泉所得税1万円）ありました。

給与所得 の源泉徴 収票	給与収入 8,000,000 円 (給与所得 6,000,000 円、源泉徴収税額 363,200 円) 所得控除 (社会保険料 960,200 円、生命保険料 50,000 円、損害保険料 3,000 円、 配偶者控除 380,000 円、扶養控除 760,000 円、基礎控除 380,000 円)
--------------------	---

1. 所得金額の計算

総合	(配当所得) (給与所得) (一時所得) (所得金額合計) 5 万円 + 600 万円 + 15 万円 = 620 万円 ※ 生命保険金受取りにともなう一時所得の計算 (満期保険金) (支払保険料) (特別控除) (一時所得) (240 万円 - 160 万円 - 50 万円) × 1/2 = 15 万円
分離	(譲渡収入) (取得費) (譲渡費用) (譲渡所得) 800 万円 - (200 万円 + 33 万円 + 67 万円) = 500 万円

2. 所得から差し引かれる金額

(社会保険料) (生命保険料) (損害保険料) (配偶者) (扶養) (基礎) (所得控除合計) 960,200 円 + 50,000 円 + 3,000 円 + 380,000 円 + 760,000 円 + 380,000 円 = 2,533,200 円
--

3. 税金の計算

総合	(総合の所得金額) (所得から差し引かれる金額) (課税される所得金額) 6,200,000 円 - 2,533,200 円 = 3,666,000 円 (千円未満切捨て) (課税所得金額) (税率) (控除額) (総合の税額) 3,666,000 円 × 20% - 330,000 円 = 403,200 円
分離	(課税所得金額) (税率) (分離の税額) 5,000,000 円 × 15% = 750,000 円
税額合計	1,153,200 円 403,200 円 + 750,000 円
配当控除	5,000 円 50,000 円 × 10%
差引所得税額	1,148,200 円 1,153,200 円 - 5,000 円
源泉徴収税額	373,200 円 給与 363,200 円 + 配当 10,000 円
申告納税額	775,000 円 1,148,200 円 - 373,200 円 (100 円未満切捨)